

栃木県有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正について

【主な改正内容】

- 1 令和3年度介護報酬改定により、指定特定施設等において、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進、認知症介護基礎研修の受講の義務づけ等の見直しが行われたことを踏まえて、有料老人ホームにおいても同様の措置を求めることとし、所要の文言を追加・修正する。

なお、追加された規定について、特定施設入居者生活介護の基準等において経過措置が設けられているものについては、当指針においても次のとおり経過措置を設ける。

 - (1) 認知症介護基礎研修の受講については、令和6年3月31日までは努力義務とし、新たに採用した職員については採用後1年間の猶予期間を設ける。
 - (2) 業務継続計画の策定、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会並びに虐待防止のための委員会及び虐待防止のための対策を検討する委員会の開催等については、令和6年3月31日までは努力義務とする。
 - (3) 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を置くことについて、令和3年9月30日にまでは努力義務とする。
- 2 利便性の向上及び事業者の業務負担軽減の観点から、国が推進する押印・書面手続の見直し方針を踏まえ、本指針に定められている書面等については、電磁的記録で行うことができること、また、書面での説明等については、入居者等の承諾を得たうえで、電磁的方法によって行うことができることとし、新たな規定を追加する。
- 3 その他、国が定める有料老人ホーム標準指導指針等を踏まえ、所要の文言を整理・修正した。